

和光市精神障害者小規模作業所
指定管理者 基本協定書

平成17年4月

和光市

和光市精神障害者小規模作業所指定管理者 基本協定書

和光市（以下「甲」という。）と和光市精神障害者家族会 耀の会（以下「乙」という。）とは、和光市精神障害者小規模作業所管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、確認する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び団体事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図る活動を行う施設の設置理念に基づき、施設の管理運営を行うことを十分理解し、事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が団体によって実施されるものであることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、和光市総合福祉会館設置及び管理条例並びに関係法令等のほか、和光市総合福祉会館指定管理者公募要領（以下「公募要領」という。）及び和光市精神障害者小規模作業所事業提案書（以下「提案書」という。）に従い、事業を実施しなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第4条 基本協定、年度協定、公募要領及び提案書の規定の間に矛盾、齟齬がある場合、基本協定、年度協定、公募要領、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

2 公募要領又は提案書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙とは協議の上、これを決定するものとする。

（指定期間）

第5条 基本協定による指定期間は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第6条 乙が行う和光市精神障害者小規模作業所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 和光市総合福祉会館設置及び管理条例第32条に掲げる事業の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用の許可等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(個人情報保護等)

第7条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、和光市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守しなければならない。

2 個人情報保護条例等の改正等により、甲の実施する個人情報保護に関する研修等に参加しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 乙又は当該施設の業務に従事している者は、和光市個人情報保護条例の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(情報の公開)

第9条 乙は、和光市公文書公開条例の規定の趣旨に従い団体の基本方針や財務状況等について、和光市個人情報保護条例等を遵守し、積極的に情報の公開に努めなければならない。

(苦情の解決)

第10条 乙は、当該施設の利用者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、適切な対応を図るため苦情解決体制を確立するものとする。

(自己評価及び第三者評価)

第11条 乙は、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるシステムの構築をするとともにサービスの質の向上に向けた取り組みを行わなければならない。

2 サービスの質の向上に向けた評価は、乙が主体的に行うもので、自己評価と第三者評価は一連の流れとして実施するものとする。

(職員の配置等)

第12条 乙は、資格のある職員の配置に務めるとともに障害保健福祉施策の改革に対応する組織の整備に努めること。

(会計区分)

第13条 当該管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 乙は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3条に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認める書類

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めたときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(財産の管理)

第15条 乙は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。

2 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品については速やかに財産台帳に登録し、その状況を明らかにしておかななければならない。

3 乙は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、事業に係る財産の形状又は形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、天災地変その他の事故により和光市精神障害者小規模作業所に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(基本協定等の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、乙に対して

書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 乙が乙の責に帰する理由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
 - (3) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し、又は停止を受けたとき。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対して年度協定第2条に規定する額の10%に相当する違約金を支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することができない。

(指定の取消し及び管理業務の停止)

第17条 乙が前条の規定により基本協定等の解除を受けたときは、甲は、指定の取消し又は管理業務を停止するものとする。

- 2 前項の規定を受けたときは、乙は次期指定管理者に対し管理業務の引き継ぎを行うものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の責に帰する理由により基本協定及び年度協定を解除する場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第19条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない理由によって生じた損害は、乙の負担とする。

- 2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第20条 乙は、第5条に定める指定期間が終了したとき、又は第16条の規定により基本協定等が解除されたときは、当該施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第21条 乙は、基本協定を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第23条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(当該年度における協定)

第24条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

甲と乙は、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 野木 実

乙 埼玉県和光市本町31番16-1211号C Iハイツ
和光市精神障害者家族会 耀の会
会長 松本 輔禧子